

平成29年度光市行政改革市民会議（第1回）【要旨】

開催日時 平成29年7月6日（木）

13時15分～14時45分

開催場所 市役所本庁大会議室5号

1 委嘱状交付

委員を代表して、佐野三和子委員が市長から委嘱状の交付を受けました。（委嘱期間：平成29年7月6日～平成31年3月31日）

2 市長あいさつ

ボーイスカウト創設者のベーデン＝パウエルは、子供達の教育について2つの方法があり、一つは長所を伸ばすこと、もう一つは短所を治すことであるが、重要なのは長所を伸ばすことである、と語っています。なぜならば、長所を伸ばすことはその子供たちを褒めなければならないが、短所を治すには、子供たちを叱らなくてはならないからである。そうしたことから、子供たちを褒めて育てようという趣旨のことを言っております。

こうしたことは、私たちのまちづくりにも当てはまると、思います。事業について、ヒト、モノ、カネ、情報を投入して、大きくすれば長所は伸びるわけです。また、事業の短所を治すには、そうした予算をすべて削減して、廃止していくわけです。

しかし、今は非常に厳しい状況にあり、税収が減り、資金がない中で、我々は資金を使わずに長所を伸ばし、短所を治していく努力をしなければなりません。

長所を伸ばすために、ヒト、モノ、カネ、情報を投入したいが、それができない。我々が考えているのは、虫のいい話かもしれませんが、市民の皆さんに行政に参加してもらい、私たちのお手伝いをしていただく、ということです。これについては、すでに実施をしています。光クリーン大作戦もその取り組みのひとつです。こうした市民参画に大変助けられています。

また、短所を治すこととは、無駄な事業を削減することですが、これは当たり前のことであり、今、無駄と思われる事業はないと、我々は思っているわけですが、市民の皆さんにとっては、無駄な事業がまだまだあると感じているかもしれません。

そうした中で、我々が強く思っているのは、公共施設の縮減は我々に突き付けられた問題であるということです。こうした公共施設の縮減について、多くの市民の方が頭では理解していても、自分の利用する施設が閉鎖される場合には、『それは待ってくれ』ということが今後予想されます。こうした状況に対して、市民会議の皆さんの知恵を借りながら進めていきたいと考えています。

市役所に対するどんな意見でも構いませんので、実りの多い建設的な意見を頂きたいと思っております。

3 自己紹介

名簿の順番に、行政改革に対する所感を交えた自己紹介が行われました。

4 会長、副会長の選出

弘紘一郎会長、木本富子副会長を選出。拍手で承認されました。

会長あいさつ

6名の方が新しく委嘱されたということですので、この会の趣旨や目的については、後程、事務局から説明して頂くとして、様々なテーマについて、民間の代表として、肩の力を抜いて、忌憚のない意見を述べていただけたらと思います。

今日のところは、皆さんまだ、猫をかぶっているので、この雰囲気はどうやって和ませることができるのかということを考えながら、皆さんの自己紹介を聞いていました。

皆さんが自由闊達な意見が出せるような運営をしていきたいと思います。

副会長あいさつ

副会長を仰せつかりました木本です。会長の補佐役として、努めてまいりますのでよろしく願いいたします。

5 議題

(1) 市民会議の位置付けと役割

光市行政改革市民会議の役割は、市民満足度の高い市政の推進に資するため、行財政改革の推進に関する事項について協議し、その円滑な執行が図られるよう助言を行うものであることを、事務局が説明しました。

【委員意見及び事務局回答要旨】

委員

ふるさと納税というのは歳入として、どこに位置付けられるものなのでしょうか。

事務局

ふるさと納税は、名前は「ふるさと納税」となっていますが、位置付けとしては、他自治体に対する寄附です。寄附ということから、行政の立場から言いますと、行政改革の項目にあえて位置付けるとすれば、歳入の確保あたりに位置付けられる項目ではなかろうかと思われま。

しかしながら、これはあくまでも寄附であることから、これについて目標を掲げて取り組むことは憚られるということもあり、具体的な行政改革の取組項目として取り上げることは行っていません。

ただ、本年度についても3000万円程度寄附を頂けるということを目安として、予算を計上していますが、実際に寄附していただけるかどうかということはありません。また、問題となっている返礼品についても、返礼率は3割以内という総務省からの通達もありますので、このあたりについて今後、整理していかなければいけないと考えています。

行革大綱の実施計画の中には、「ふるさと納税」の項目はありませんが、しっかりと光市のPRをしながら、光市に寄附を頂けるような取組みを進めることで、光市の財政も潤ってくることにつながるのではないかと思います。

委員

ふるさと納税の実績が、26年度は255万円で、27年度は1576万円となっており大きく増加していますが、これは何か原因があるのでしょうか。

事務局

本市のふるさと納税に対する姿勢が、180度変わったのがその時期に当たります。当初は光市出身の方や縁故のある方が、光市に思いを寄せて、見返りに関係なく寄附を頂くという、ふるさと納税の本来の趣旨を大切にしたいということで、寄附をした方には広報を送るなどして、寄附をしてくださった方との「つながり」を継続していくことを重点に取り組んでいました。

しかし、ふるさと納税制度自体が、現在では、自治体間の返礼品競争の中で、返礼品の豪華さで寄附の多寡を競うような、本来の趣旨からは外れた状況になっています。

本市としてもこうした状況の中で、指をくわえて見ているわけにはいかないことから、本市からも返礼品を送るようになったのが、その時期に当たります。

ただ、返礼品については、光市の地場産品、特産品や市内で商品開発や加工したもの、福祉作業所で作られた品物をお礼品にすることによって、特産品の販路の拡大という一面もあることから、返礼品についての方針について軌道修正をしたものです。

会長

ふるさと納税で数十億円集めている自治体があるということを、聞いたことがあります。

事務局

都城市です。焼酎や肉などを返礼品としています。

会長

いまの事務局の説明では、都城市のように大々的に実施することは考えていない、ということですか。

事務局

先ほども申し上げました通り、賛否がある中で、寄附を集めるためだけにお礼品の豪華さを競うような側面ばかりが強調されているのが現状です。ふるさと納税には地場産品の育成や、市内の事業者の育成といった様々な効果があることも理解していますが、光市がふるさと納税を始めた時の考え方が先ほど説明したとおりであることから、返礼品については後発組です。山口市の場合は8億円程度を集めています。光市の場合は、寄附が増加したといっても3,000万円程度です。

一方で、ふるさと納税の本来の趣旨である、本市の出身者や縁故のある方とのつながりを重視するという考えについても、捨てきれないところがあり、迷いがあるというのが正直なところでは。

委員

ふるさと納税については、国という観点で見れば、本来納められるはずの税金が納付さ

れず、税金の控除と返礼品という形で、寄附した人が潤うようなことが起きてしまっています。

私は、ふるさと納税の制度の趣旨そのものは良いものだと思いますが、実態として過剰な返礼品競争が起きていることから政府がストップをかけているという現状があります。

自分のまちだけを考えれば、歳入が増えることからよいと考えて、この流れに乗ってしまうのはいかなるものかという思いがあります。

会長

もともと、本来のふるさと納税の趣旨として、寄附を頂いていたのはどれぐらいの規模なのでしょうか。

事務局

1件で1,000万円程度の寄附もあることから、年度によって異なるため何とも言えない部分があります。

そういった面からも目標を立てて取り組むことに適さないものであり、あくまでも相手方の気持ちであることから、頂いてから初めて予算に計上するべきなのではないかという思いもあります。

(2) 行政改革の取組みについて

行政改革大綱、実施計画、公共施設マネジメントのそれぞれについて、事務局が説明した後、各委員からご意見、ご提言を受けるとともに、意見交換を行いました。

【委員意見及び事務局回答要旨】

会長

公共施設等総合管理計画の中の20年間で延床面積の20%削減というのは、どの程度、庁内で意識共有されているのですか。

事務局

議決案件でないことから、皆さんから意見をいただきながら我々が策定した計画として、成案となっています。これからいかに延床面積の20%削減に向けて、前期8%後期12%という目標に向かって具体的な取組みを進めていくかということが、実効性のある次のステップの課題であると考えています。

市営住宅と学校だけで全体の70%弱の施設の保有量を持っていることから、学校施設の再編・統合、市営住宅の再編・統合、これらが公共施設等総合管理計画で延床面積の20%削減を実現するための大きなカギであると理解しています。

学校については、光市立学校の将来の在り方検討会議の中で小・中連携という切り口から、小中学校の一体化について話し合われており、個別地区の具体的な方向が決まれば、地域に話を聞いていくということになると思います。

市営住宅については、既に光市営住宅等長寿命化計画があり平成33年度までの計画となっています。これは、総合管理計画で延床面積の20%削減の目標を出す前に策定した計画であり、市営住宅1,234戸のうち100戸の用途廃止をすることが計画されてい

ます。

この水準では、公共施設等総合管理計画で掲げる20%削減に足りないことから、次期計画ではより高い目標を掲げて取り組んでいく必要があると考えております。

市営住宅については、実際に住んでいる方もいることから、どのタイミングで明け渡し請求するのかという、タイミングがこれからの課題となってきます。

会長

現在の市営住宅の空き家率はどれぐらいですか。

事務局

市営住宅全戸1,234戸に対して188戸の住宅が空き家となっており、空き家率は15.2%程度です。

市営住宅は、一戸建てではなくアパート形式の建物が多いため、将来的に用途廃止すると決めた団地については、1つの棟が全て空き家になれば、除却することになります。今年度も亀山住宅の2棟について、除却することを予算計上しています。

一方で、市営住宅を必要としている方もおり、市営住宅を全て無くす訳にはいかないことから、今後も残していくと決めた団地については、空き家があれば新たな入居者を募ることになります。

先ほども申し上げた通り、除却すると決めた建物に、まだ入居者がいる場合は、お金を払ってでも退去していただいて、その棟を除却するタイミングを計るとというのが、これからの課題であると考えています。

会長

議会などの反応はどうなのでしょう。

事務局

市営住宅のことも含めて、公共施設等総合管理計画について議会に説明した際には、総論としては当然進めていくべきである、ということで理解をいただけたと思っています。

各論になれば、利用者も含めて反対という意見も出てくることもあると思います。市営住宅に関しては、民間の空き家などが増えていることから、行政がこれからも提供していく必要があるのか、民間の貸家を利用することはできないか、という議論は盛んにされています。

事務局

行政改革は、分野が多岐にわたり範囲が広いこともあり、次回からは我々の行政改革の取組みの結果や進捗について説明しますので、委員の皆さんの得意な分野、関心がある分野からご意見等いただきたいと思っています。

委員

市営住宅に関して、老朽化した建物に入居者が、まだ、残っているから建替えることができないという中で、仮に地震などの災害が発生し、入居者が被災するということが想定され、そうした対応が急務であると感じています。そうしたことから、積極的に市営住宅の集約などを進める必要があると思いますし、市営住宅の敷地内の雑草などの管理についてもしっかりと進めて欲しいと思います。

入居している方のみならず、周りに住んでいる方の不安ということもありますので、そのあたりも含めて考えていただきたいと思います。

事務局

耐震化という面からみると、この庁舎もそうですが、十分ではないというのが現状であり、課題として認識しています。

学校については耐震化が全て完了しましたが、まだまだ、耐震化がなされていない公共施設があります。全ての施設を耐震改修できないことから、そうした面からも施設全体の削減を進めていく必要があると理解しています。

そうしたことから、市営住宅の長寿命化についても少しでも前倒ししてできないかということについて内部で検討しているところです。

委員

行政改革大綱の基金残高の推移と見通しでは、平成33年にほぼ底をつく見通しとなっていますが、このことについて何か方策を考えていますか。

事務局

基金残高の推移と見通しでは右肩下がりとなっていますが、これは、あくまでも推計上の見通しです。一方で、歳入・歳出の見通しの表にある、歳入の繰入金は、基金からの繰り入れが中心となります。

歳入歳出差引が、マイナスになるという見通しをしていますが、これを解消するためには、繰入金で補うこととなります。すなわち基金を取り崩すこととなります。その結果、平成33年度には基金が枯渇するということを示しています。

そうならないように、所管課が予算を計上する際に一般財源を配分する中で、その範囲内で予算の要求をするなどの様々な仕組みを作り、歳入の不足を補うような取組みを、昨年度から進めています。その結果、基金の残高を維持していこうとしています。

この表は、何も対策をせずに、手をこまねいていると、平成33年度には基金が枯渇するという、あくまでも推計であり、こうした厳しい現状の中で、早急に手を打たなければいけないという、庁内に対して危機感を共有するためにも、こうした基金の見通しとしています。

6 その他

事務局から、今後のスケジュールについて事務連絡がありました。